

大学院特別講義

(医歯学先端研究特論)(生命理工学先端研究特論)
(医歯理工学先端研究特論)

記

1. 講師 日本医療機能評価機構 執行理事
九州大学病院 医療安全管理部 教授・部長
後 信 先生
2. 演題 開始後1年を経過した医療事故調査制度の現況
3. 日時 平成29年2月2日(木)18時00分～20時00分
4. 場所 M&Dタワー15階 共用セミナー室6
5. 内容

一昨年10月に、医療法に基づく医療事故調査制度が開始された。6月には、制度開始後8ヶ月の時点で、法の附則に定められている見直しが実施された。昨年の講義で制度の課題について解説したが、それらは解決に向かっているであろうか。医療事故調査制度の現況を解説するとともに、制度の今後について、当機構が運営している医療事故情報を収集し分析する事業や、産科医療の無過失補償制度などの事業との関係も含めて考察する。

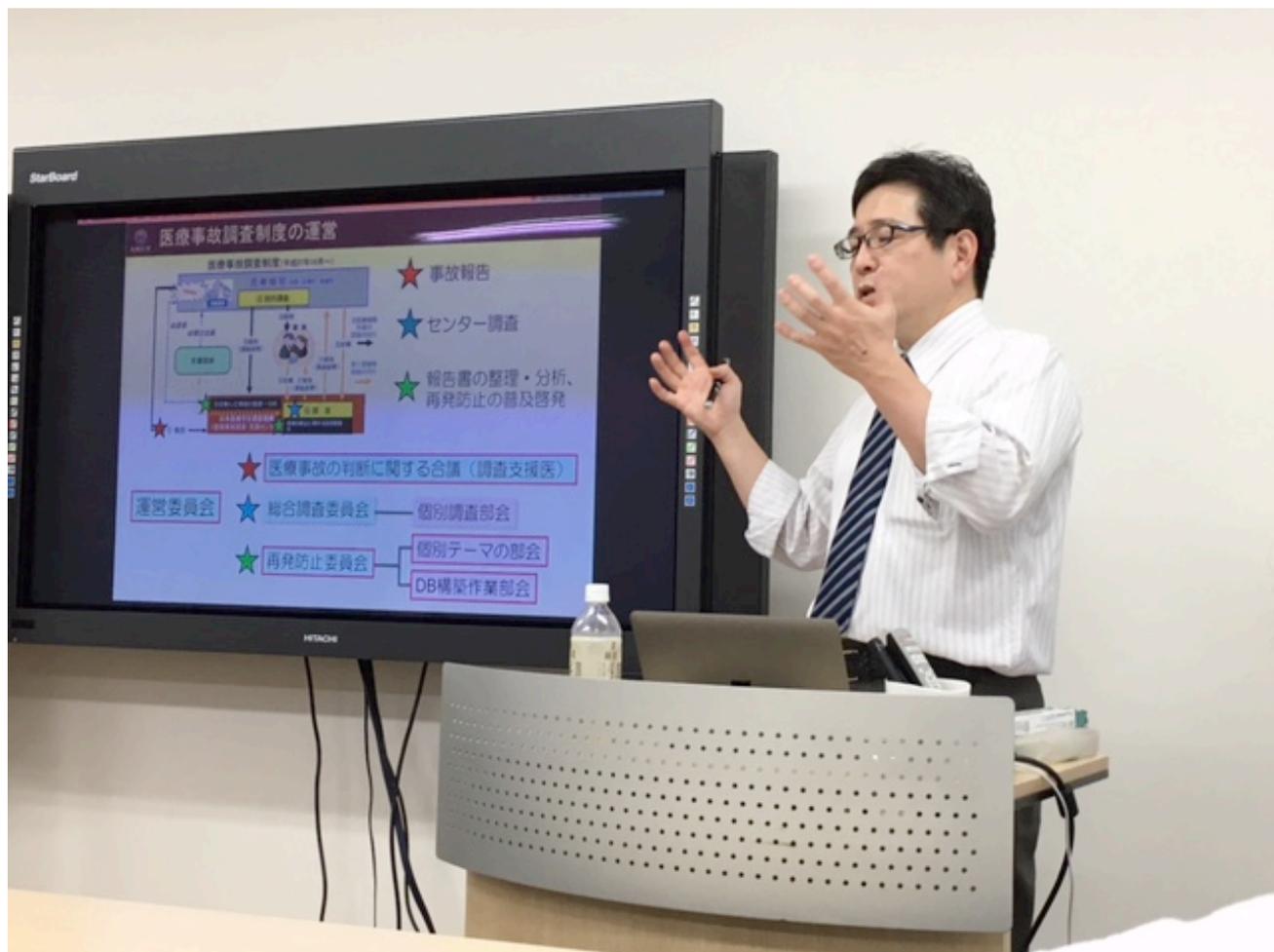
連絡先： 豊福 明 (歯科心身医学分野)

昨年度は、スタートしたばかりの医療事故調の課題についてお話し頂きましたが、それから早1年経過・・・事態は後先生の予想通りに進行しているようです。

報告件数の確保、調査の質の確保などは国の試算・予定数を下回り、再発防止活動の実績（そもそもこの制度の目的）は1年目の公表なしで、これから提言が順次公表される予定だそうです。そもそもこの制度が「紛争解決を目的としていないこと」の周知が徹底していないそうです。お話を拝聴しながら、事故との判断の難しさもさることながら、この事故調の報告書が訴訟に用いられることに制約がない（証拠として使われる可能性がある）ことが一番のネックではないかと感じました。

これらの問題の解決策としては、判断がさほど複雑でない事例は医療事故情報収集制度のような簡易で報告しやすいシステムにして多くの情報を集めること、そして、より高度な検討が必要な複雑事例に絞って産科医療保障制度のような深い検討を行うという2本立てが考えられるのでは、というお話でした。報告書のフォーマットや表現などの標準化なども大きな課題ですが、これらについては産婦人科の先生方が産科医療保障制度で優れたお手本をお持ちだということでした。

折しも周産・女性診療科の宮坂教授と顎口腔外科の原田教授にもご出席頂いており、貴重な議論を賜りました。本当にありがとうございました。



みっちり講義の後は、神田明神の近くでささやかな懇親会を行いました。後先生のジュネーブのWHOでの活躍譚を伺ったり、患者さんやご遺族対応のご苦勞をお話し頂いたり、お仕事後のプール通いのお話には当分野の水泳女子が喰いついたり、で楽しく夜が更けていきました。同郷・同窓のよしみでご多忙の中、気さくに講義をお引き受け頂いた後先生、本当にありがとうございました。来年も是非お願い致します。

(文責：豊福)



(すでにお蕎麦もやっつけられた後ですみません。綺麗で美味でした。)